解散公告

当社は、平成二十七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

島根県雲南市掛合町多根三二番地

有限会社シラツキ測量

清算人　白築　仁志

解散公告

当社は、平成二十七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

広島県呉市仁方棧橋通一一番一四―六〇九号

株式会社ＭＥＷ６８

代表清算人　山本美津子

解散公告

当法人は、平成二十六年一月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

高知県室戸市元甲一九一番地

特定非営利活動法人総合介護サービス愛と心のまごの手　清算人　山﨑　有里

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

鹿児島県鹿屋市上野町一八六九番地

株式会社みなみ風ハーブ苑

代表清算人　郷原みゆき

解散公告

当社は、平成二十七年十二月二十五日、東京都知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

東京都港区芝公園一丁目五番二五号

港区土地開発公社

代表清算人　田中　秀司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年一月五日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

三重県津市一志町高野一一〇五番地

清算法人一志第一土地改良区

代表清算人　野末　孝行

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年一月二十二日宝塚市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

兵庫県宝塚市栄町一丁目一番五七号

宝塚市武庫川町土地区画整理組合

代表清算人　大和　正典

平成二十八年一月二十六日

鹿児島市山下町九番五号

いわさきバスネットワーク株式会社

代表清算人　二宮美貴子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年一月十二日栃木市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

栃木県栃木市万町九番二五号

栃木市箱森西部土地区画整理組合

代表清算人　熊倉　武夫

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十七年十二月二十五日、東京都知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

東京都港区芝公園一丁目五番二五号

港区土地開発公社

代表清算人　田中　秀司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年一月五日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

三重県津市一志町高野一一〇五番地

清算法人一志第一土地改良区

代表清算人　野末　孝行

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年一月二十二日宝塚市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

兵庫県宝塚市栄町一丁目一番五七号

宝塚市武庫川町土地区画整理組合

代表清算人　大和　正典

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十二月十五日開催の責任役会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

愛知県刈谷市銀座三丁目五一番地

宗教法人称名寺

清算人　石川　貴浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡矢巾町大字赤林第八地割一五番地、最後の住所岩手県盛岡市茶畑一丁目二番五二―四〇二号

被相続人　亡　飯岡　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

盛岡市内丸一六番一五号内丸ビル四階藤田法律事務所　相続財産管理人　藤田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区二日町一〇番、最後の住所仙台市青葉区二日町一〇番二〇―八〇一号

被相続人　亡　四海　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

仙台市青葉区本町一丁目九番五号　五城ビル五階五〇二号　アネスティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須田　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市蔵王温泉九六三番地、最後の住所山形県山形市印役町四丁目一〇番一五号シニアパンション山形印役町

被相続人　亡　福山　精一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

山形市七日町一丁目四番一八号　トラッドセブン三Ｂ

相続財産管理人　弁護士　山川　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市上連雀九丁目二一番、最後の住所東京都足立区西竹の塚一丁目一一番二―一一〇九号　被相続人　亡　宮津　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市鶴川四丁目一九番地一、最後の住所東京都町田市鶴川四丁目一九番地一トキワマンション二〇一

被相続人　亡　石川　昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区春日町三丁目九番、最後の住所東京都練馬区東大泉七丁目二五番五号第一東コーポ一〇一　被相続人　亡　松木　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

事務所東京都千代田区二番町五番地麹町駅プラザ四〇二鮎京法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鮎京眞知子（登録姓　中西）